

国外財産調書制度と財産債務調書制度

提出の不備により加重される場合も

中山史子

税理士法人ゆいアドバイザーズ
税理士



国外財産調書制度及び財産債務調書制度は、適正な課税を実現するため、海外取引・国内外財産を的確に把握する方法として創設された制度である。本制度は、財産を保有する本人から情報の提出を求めるため、その提出に向けたインセンティブとして、修正申告等があった場合の過少申告加算税及び無申告加算税につき軽減・加重する特例措置が設けられている。本稿では、両制度の過少申告加算税等の特例措置を中心に、令和4年度税制改正を含め解説を行う。

I 国外財産調書

1 制度の趣旨

国外財産調書制度は、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産を保有する本人にその国外財産に関する情報の提出を求める制度である。平成26年1月から施行されている。

2 制度の概要

(1) 概要

非永住者を除く居住者で、その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地（確定申告の必要のない者は住所地）

の所轄税務署長に提出しなければならない（国外送金等調書法5①）。

本制度は、所得がなく所得税の確定申告をする必要がない人であっても、同様の取扱いとなる。

(2) 提出期限

現行の国外財産調書の提出期限は、翌年3月15日であるが、令和4年度税制改正により、令和5年分以後の国外財産調については翌年6月30日に延長された。これにより令和4年分の国外財産調書の提出期限は令和5年3月15日（現行）、令和5年分の国外財産調書は令和6年6月30日となる。

(3) 非永住者を除く居住者とは

居住者とは、国内に住所を有し、又は、現在まで引き続き1年以上、居所を有する個人をいう（所法2①三）。住所とは、「生活の本拠」をいい、「居所」とは、一般に「その人の生活の本拠ではないが、その人が現

実に居住している場所」とされている。

非永住者とは、居住者のうち日本国籍を持たず、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう（所法2④）。つまり、日本に居住して5年以内の外国籍の者は、非永住者に該当する。

よって、提出の対象となる「非永住者を除く居住者」とは、「日本に居住する日本国籍の者」や、「来日して5年を経過している外国籍の者」等が該当する。

3 国外財産とは

国外財産とは、国外にある財産をいい、

財産の所在については基本的に相続税法10条（財産の所在）により財産の種類ごとに判断をする。

ただし、相続税法10条と異なる取扱いをする財産もあり、例えば、株式や社債の所在については、相続税法ではその発行人の本店の所在で判断するが、国外財産調書においては、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされている有価証券等については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により判断する（国外送金等調書法2、5③、国外送金等調書令10①②）（図表1参照）。

【図表1】国外財産調書における所在の例

財産の種類	所 在
動産又は不動産	その動産又は不動産の所在
金融機関に対する預金等	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在
貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされている有価証券等	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在
非上場株式	その株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在地

4 相続開始の属する年の国外財産調書

相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下、「相続国外財産」という）を記載しないで提出することができる。

この場合、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産の価額の合計額を含めないで判定する（国外送金等調書法5②）。この取扱いは令和2年分以後の国外財産調書について適用される。

5 過少申告加算税等の特例措置

国外財産調書制度は、国外財産を保有する本人から、自主的に国外財産に関する情報の提出を求める制度であることから、適正な提出に向けたインセンティブとして次の特例措置が設けられている。

(1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

① 軽減措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財

産に関して生じる所得に対する所得税（以下、「国外財産に係る所得税」という）又は国外財産に対する相続税に関し、申告漏れが生じて修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下、「修正申告等」という）があり、過少申告加算税又は無申告加算税（以下、「過少申告加算税等」という）が課された場合であっても、その国外財産に係る部分の過少申告加算税等については5%が軽減される（国外送金等調書法6①）。

② 判定の基礎となる国外財産調書

前記①で国外財産の記載があるかどうかを判定される国外財産調書は、次の場合に応じた国外財産調書をいう（国外送金等調書法6②）。

(i) 修正申告等が所得税に関するものである場合

その修正申告等に係る年分の国外財産調書（その年分の年の中途においてその修正申告等の基因となる国外財産を譲渡等により有しないこととなった場合は、その年分の前年分の国外財産調書）。

(ii) 修正申告等が相続税に関するものである場合

次のいずれかの国外財産調書。

- その相続税に係る被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書。ただし、被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合には、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書
- その相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
- その相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

(2) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

① 加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含む。以下、「提出等がない場合」という）に、その国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し、申告漏れ（所得税については死亡した者に係るものを除く）が生じて修正申告等があり、過少申告加算税等が課された場合には、その国外財産に係る部分の過少申告加算税等について、5%が加重される（国外送金等調書法6③）。

なお、相続税に係る過少申告加算税等の加重措置については、令和2年4月1日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用される。

また、相続国外財産については、相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重措置の対象とならない。この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用される。

② 加重措置の判定の基礎となる国外財産調書

前記①の国外財産調書の提出等がない場合とは、次の場合をいう（国外送金等調書法6④）。

(i) 修正申告等が所得税に関するものである場合

その修正申告等に係る年分の国外財産調書（その年分の年の中途においてその修正

申告等の基因となる国外財産を譲渡等により有しないこととなった場合は、その年分の前年分の国外財産調書）の提出等がない場合。

ただし、その修正申告等の基因となる国外財産が、相続国外財産である場合には、相続開始年の年分の国外財産調書から除外して提出できるため、修正申告等に係る年が相続開始年であるときは、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書はないこととなる。

(ii) 修正申告等が相続税に関するものである場合

前記(1)②(ii)のすべての国外財産調書の提出等がない場合。

③ 相続税の加重措置の適用が除外される場合

次の者については、相続税の過少申告加算税等の加重措置は適用されない（国外送金等調書法6⑤）。

- (i) その相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書の提出義務がない者
- (ii) その相続税に係る相続人で相続開始年の翌年の12月31日において修正申告等の基因となる相続国外財産を有していない者（相続国外財産をすでに売却している場合など）

(3) 国外財産に係る所得税とは

国外財産に係る所得税とは、次の所得に対する所得税をいう（国外送金等調書令11

①、国外送金等調書規則13）。

- ① 国外財産から生じる利子所得又は配当所得
- ② 国外財産の貸付け又は譲渡による所得

③ 国外財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得

④ 国外財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得

⑤ 国外財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（以下、「特許権等」という）である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得

⑥ 前記①から⑤の所得のほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得

(4) 提出期限後に提出された場合の宥恕規定

提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に係る所得税又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなす（国外送金等調書法6⑥）。

なお、この取扱いは、令和4年税制改正により「提出期限後の国外財産調書の提出が、調査通知がある前にされたものである場合に限る」という要件が追加された。この改正は令和6年1月1日以後に提出される国外財産調書について適用される。

(5) 書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置

国外財産に係る所得税又は国外財産に対

する相続税に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある者が、その修正申告等の前までに、税務署等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（電磁的記録や写しを含む）の提示又は提出（以下、「提示等」という）を求められた場合に、その日から60日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする者の責めに帰すべき事由がない場合は除く）

は、次の特例措置が設けられている（国外送金等調書法6⑦）（図表2参照）。

- ① 前記(1)の過少申告加算税等の軽減措置は、適用しない。
- ② 前記(2)の過少申告加算税等の加重措置について、加重割合を5%から10%とする。

なお、この取扱い、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用される。

【図表2】 国外財産調書に係る過少申告加算税等の特例措置のまとめ

	原則の特例措置		書類提示の特例措置	
	国外財産調書の提出	加算・減算	書類の提示	加算
軽減措置	期限内に提出	国外財産に係る部分の所得税又は相続税に係る過少申告加算税等が5%減額される	書類の提示又は提出が、指定された日までになかったとき	5%の軽減措置の適用はなくなる
加重措置	期限内に提出等がない	国外財産に係る部分の所得税又は相続税の過少申告加算税等が5%加算される		加重措置は、5%から10%に変更

6 不提出等に対する罰則

(1) 不提出の場合の罰則

次の行為をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（国外送金等調書法10①、②）。

- ① 偽りの記載をして国外財産調書を提出した場合
- ② 正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合（ただし情状により、刑を免除することができることとされている）。

記(1)と同様の罰則が課される（国外送金等調書法9三、四）。

- ① 税務署等の職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- ② 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

II 財産債務調書

1 制度の趣旨

(2) 調査の質問検査権に係る罰則

国外財産調書の提出に関する調査について、以下の行為が認められた場合にも、上

財産債務調書制度は、適正な課税の確保

のため、一定基準以上の資産を保有する本人に、保有する財産や債務の内容を記載した書類の提出を義務付ける制度であり、平成28年に従来あった財産債務明細書の制度を見直し新たな制度として施行された。

2 制度の概要

(1) 概要

下記(2)の財産債務調書の提出義務のある者は、その年の12月31日において有する財産の種類、数量、価額及び債務の金額等の事項を掲載した財産債務調書を、翌年3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（国外送金等調書法6の2①）。

(2) 提出義務者

① 現行の提出義務者（令和4年分の財産債務調書まで）

所得税の確定申告書を提出しなければならない者又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる者で、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する者。

(i) 所得基準

その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超えること。

ただし、少額な配当所得や上場株式等の譲渡所得で確定申告不要を選択したもの等は含まれない。また、申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額。ただし、純損失や雑損失の繰越控除等を受けている場合は、その適用後の金額をいう。

(ii) 財産基準

その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の

合計額が1億円以上の国外転出時課税の対象となる有価証券等を有すること。

② 令和5年分の以後の財産債務調書の提出義務者

令和4年度税制改正により、令和5年分以後の財産債務調書については、前記①の者に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者」も提出義務があることとされた。これにより、その年に所得がないため確定申告書の提出義務がない者も提出義務が生じる場合がある。

(3) 提出期限

財産債務調書の提出期限は、前記Ⅰ2(2)の国外財産調書の提出期限と同様である。

(4) 記載内容

財産債務調書においては、家庭用動産については取得価額が100万円未満までのものにつき記載不要とされているが、令和4年度税制改正により、取得価額が300万円未満までのものにつき記載不要とする等の改正がされた。令和5年分以後の財産債務調書から適用される（国外送金等調書規則別表第三、同通達6の2-2、6の2-9(12)）。

3 相続開始の属する年の財産債務調書

相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産債務（以下、「相続財産債務」という）を記載しないで提出することができる。この場合、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、相続財産債務の価

額の合計額を含めないで判定する（国外送金等調書法6の2②）。この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用される。

4 国外財産調書との関係

国外財産調書を提出する者が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（国外財産の価額を除く）については、記載を要しないこととされている（国外送金等調書法6の2③）。

なお、財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用される。

5 過少申告加算税等の特例措置

財産債務調書制度には、国外財産調書制度と同様に、調書の提出に向けたインセンティブとして過少申告加算税等の特例措置が設けられている。国外財産調書制度と同様の特例措置であるが、5%の加重措置が相続税には適用されないこと、前記Ⅰ5(5)の「書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置」の取扱いがないことは異なる。

(1) 財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

財産債務調書を提出期限内に提出し、その財産債務調書に記載がある財産債務に関して生じる所得に対する所得税（以下、「財産債務に係る所得税」という）又は財産に

対する相続税については、前記Ⅰ5(1)①の取扱いと同じく、その財産債務に係る部分の過少申告加算税等の5%が軽減される（国外送金等調書法6の3①）。

(2) 財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出された財産債務調書に財産債務の記載がない場合、その記載が不十分であると認められる場合に、その記載をすべき財産債務に係る所得税については、前記Ⅰ5(2)①と同じく、その財産債務に係る部分の過少申告加算税等については、5%が加重される（国外送金等調書法6の3②）。

なお、財産債務調書については、国外財産調書と異なり、相続税にかかる加重措置の適用はない。

また、相続財産債務については、相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重措置の対象とならない。この取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用される。

(3) 財産債務に係る所得税とは

「財産債務に係る所得税等」とは、次の所得に対する所得税等をいう（国外送金等調書令12の3①、国外送金等調書規則16）。

- ①～⑤ 前記Ⅰ5(3)①～⑤の規定中、「国外財産」を「財産」と読み替えた所得
- ⑥ 債務の免除による所得
- ⑦ 前記①から⑥までの所得のほか、財産債務に基因して生ずるこれらに類する所得

- (4) 提出期限後に提出された場合の宥恕規定
財産債務調書を提出期限後に提出した場

合については、前記Ⅰ5(4)の国外財産調書と同じく取り扱う（国外送金等調書法6の3③）（図表3参照）。

【図表3】財産債務調書に係る過少申告加算税等の特例措置のまとめ

	原則の特例措置		書類提示の特例措置
	財産債務調書の提出	加算・減算	
軽減措置	期限内に提出	財産債務に係る部分の所得税又は相続税の過少申告加算税等が5%減額される	書類の提示に係る特例措置はない
加重措置	期限内に提出等がない	財産債務に係る部分の所得税の過少申告加算税等が5%加算される (※) 相続税の加重措置はない	

6 財産債務調書の提出に関する調査に係る罰則

財産債務調書制度においては、国外財産調書制度における前記Ⅰ6(1)の不提出の場合の罰則はないが、前記Ⅰ6(2)の提出に関する調査に係る罰則については国外財産調書と同じく設けられている（国外送金等調書法9三、四）。

Ⅲ 裁決事例

下記事例は、外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン税制）に係る所得が無申告であり、かつ、その所得の基因となる外国子会社の株式を記載した国外財産調書を提出していなかった者に対し、原処分庁が、当該所得に係る無申告加算税の賦課決定処分を行う際に前記Ⅰ5(2)の国外財産調書に係る過少申告加算税等の加重措置を適用したことは適法と判断したものである（令和3年3月26日裁決）。

1 審査請求に至る経緯

- ・納税者は、自身が所得税法上の非居住者

に該当するとして、所得税等に関する確定申告書を法定申告期限内に提出していなかった。非居住者であることから国外財産調書の提出もしていなかった。

- ・納税者は、内国法人4社の代表取締役のほか、香港等に設立された外国法人の役員を務めていた。
- ・原処分庁が、納税者が居住者に該当すると判定し、外国子会社合算税制が適用するなどして、納税者の所得税等に関して決定処分等をした。
- ・納税者が非居住者であること等を理由に、原処分の取消しを求めて審査請求。

2 争点

争点は、次の3点である。

- (1) 税務調査の態様や説明等の手続に違法性があるか
- (2) 納税者が所得税法上の居住者に該当するか
- (3) 所得税等の額の計算上、外国子会社合算税制の適用除外規定が適用されるか

3 審判所の判断

審判所は、争点(1)については、本件調査

の手續に係る違法性を基礎付ける事実があったとは認められないとした。

争点(2)については、日本国内の滞在日数が海外の滞在日数を大きく上回っていること、香港滞在先における生活状況は、国内滞在先に比較して納税者の全生活との関係が希薄であるといえること、及び内国法人及び外国法人の役員としての業務を日本国内においてより多く行っていたこと等から、納税者は日本に住所を有すると認められ、居住者に該当するとした。

争点(3)については、本件の外国法人は、株式の保有についての基準を満たしていないため外国子会社合算税制の適用除外規定は適用されないとした。

さらに、賦課決定処分について、納税者

は平成27年から29年の各年12月31日時点で5,000万円を超える国外財産を有しており、国外財産調書の提出義務があったにもかかわらず、これらを提出しなかった。そのため、各年分の外国子会社合算税制に係る所得に対する無申告加算税につき、「国外財産調書の提出がない場合の過少申告加算税等の加重措置」の適用は適法であるとした。

Profile

中山 史子 (なかやま ふみこ)

税理士法人ゆいアドバイザーズ 社員税理士

1998年明治大学商学部卒業、2000年税理士合格、税理士法人タクトコンサルティング他を経て22年税理士法人ゆいアドバイザーズ入社。著書に『はじめての国際相続 その着手と実務』（清文社、2022年）、『Q&A国際相続の実務と国外転出時課税』（共著、日本法令、2019年）など。
